

不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針

令和2年2月17日制定
一般財団法人マイクロマシンセンター

一般財団法人マイクロマシンセンター（以下「MMC」という。）は、外部からの研究資金を用いた、物品の購入、役務の提供依頼等（以下「取引」という。）において、不正な取引に関与した業者への取引停止等に関する方針を以下のとおり定める。

（対象）

第1条 本処分方針の適用対象は、MMCが外部からの研究資金を用いた研究活動に係る取引に関係するすべての取引業者とする。

（処分の対象となる行為）

第2条 処分の対象となる行為は、以下のとおりとする。

- （1）取引に係る書類の作成に際し、虚偽の記載を行うなど、不正の行為があったとき。
- （2）取引の履行に際し、虚偽の請求を行うなど、不正の行為があったとき。
- （3）その他、MMCに不利益を及ぼす行為があったとき。

（処分の方法）

第3条 不正な取引に関与した業者に対する処分は、取引停止をもって行う。

- 2 取引停止の期間は、1ヵ月以上12ヵ月以内とする。
- 3 即時の取引停止によりMMCの研究活動に著しく影響が生じる場合は、一定期間を経た後に取引停止処分を行うことができる。
- 4 取引停止の処分を行う場合において、当該業者が極めて悪質であると認められるとき又は不正行為を自己申告した場合等情状酌量すべき理由が認められるときは、取引停止の期間を変更することができる。

（誓約書の徴取）

第4条 取引の履行に際し、次の各号に該当する業者に不正に関与しない等を記した誓約書の提出を求めることとする。

- （1）1年間の取引件数が10件を超えると見込まれる業者。
- （2）1回の取引額が50万円（消費税及び地方消費税含む）を超える業者。
- 2 次の各号に該当する業者等からは誓約書の徴取の対象から除くものとする。
 - （1）国、地方公共団体、国立大学法人、国立研究開発法人等の公的機関
 - （2）学校法人
 - （3）国際組織、外国企業
 - （4）電気、ガス、水道、電話、郵便、宅配の事業者
 - （5）税理士法人、特許事務所、弁護士
 - （6）その他、誓約書の徴取になじまない者
- 3 誓約書の様式は、別紙のとおりとする。
- 4 誓約書の徴取回数は1回とし、MMCの不正取引対策に関する方針等を見直した場合には、改めて徴取することとする。

（附則）

この処分方針は、令和2年2月17日から適用する。

(別紙)

誓約書

一般財団法人マイクロマシンセンター 理事長 殿

当社は、貴財団との取引を行うにあたり、以下のとおり誓約します。

- 1 貴財団の研究資金を用いた研究活動の不正行為防止のための取組みの趣旨を理解し、貴財団の規定等を遵守し、不正に関与しません。
- 2 貴財団等が行う調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。
- 3 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。
- 4 貴財団の構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報します。

年 月 日

所在地

会社名

代表者役職

代表者氏名

印